

コロナ支援・確定申告  
何でも相談窓口

☎0120-22-0000 (平日午前10時  
～午後4時)  
京商連事務局が対応し、各民商に相談をつなぎます

# 京商連News

発行 京都府商工団体連合会

〒600-8009 京都市下京区四條通室町東入  
函谷鉦町78番地  
京都経済センター4階409

電話 075(353)3551 FAX 075(353)3552  
http://www.kyoshoren.gr.jp/  
E-mail: info@kyoshoren.gr.jp

1部10円(購読料は民商会費に含まれています)

## 業者をつぶす消費税・インボイス!

# 消費税減税、インボイス制度実施中止の実現を



インボイス学習会(八幡)

6月24日、経理センタ  
ー事務局長の佐藤さんを  
講師に招いてインボイス  
学習会を開催しました。  
参加者数は31人。参議  
院選挙前にしないと意味  
はないのでは?との意見  
が常任理事会でも出さ  
れ、急遽の日程設定とな  
りました。

開催日前の19日には署  
名活動と合わせ学習会参  
加を呼び掛ける行動をし  
ました。6月29日、上京民商事  
務所で「インボイス・消  
費税学習会」を開催。5

### 八幡民商 事前に声かけ 学習会に31人参加

国税庁は32万社にインボイスの登録を促す文書を送付しました。税理士の関与のない消費税課税事業者に送られているようです。また、取引先からの登録要請もあり、インボイスへの関心が高まり、民商へはインボイスに関する問い合わせが増えつつあります。各地の民商は、インボイス学習会を開催し、消費税減税・インボイス中止の取り組みを進めています。

たことで、多く集まって  
もらうことができました。

### 上京民商 下請けさんに どう説明すれば?

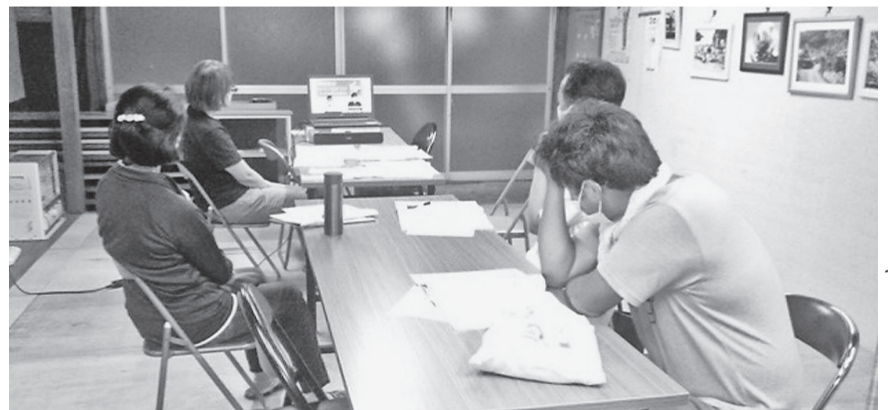
たこと、多く集まって  
もらうことができました。

学習会では、全商連ホ  
ームページにあるインボ  
イスの問題点を説明する  
動画を見ながら、消費税  
やインボイスの仕組み、  
私たちが中小業者への影響  
を学習しました。

2023年10月からス  
タートするインボイス制  
度は、「年間売上1千万  
円以下の事業者も、課税  
事業者にして消費税を搾  
り取る制度だ」と分かり  
ました。「零細な業者が  
地域の経済を支える京都  
では、とりわけ大きな影  
響が出るのでは?」との  
意見も出され、制度の実  
施中止を求めることが大

人が参加し、話し合いま  
した。「100万円位の年間売  
上の下請けさんに、何と  
言ったらいいのか」と悩  
みの声も聞かれました。  
「国はこんな問題のある  
制度を、何の狙いで導入  
するのか?」との質問が  
出され、「さらに税率ア  
ップの条件作りなどと違  
うか」とのやりとりもあ  
りました。

立場に立た  
されている  
かという  
事は伝わ  
たのでは  
ないです  
か。今後も学  
習会は続  
けていき、  
反対の声を  
上げ続け  
なければ  
なりません。



インボイス学習会(上京)

## わずかな売上でも重たい税負担

こんなの  
耐えられない!



上京民商の学習会でも出されたように、インボイスが導入されれば、わずかな年間売上にも消費税負担が強いられます。消費税の納税額は、売上に含まれる消費税から仕入や経費に含まれる消費税を差し引いた金額となります。

ただし、小零細事業者に多大な負担とならないように、簡易な計算で納税額を算出する「簡易課税制度」を用いて納税額を計算すると、小売業・製造業・サービス業のそれぞれの業種で、下の表のような消費税負担となります。

わずかな売上でも重たい税負担。こんな負担、耐えられますか?

### 簡易課税制度を適用して計算した消費税納付税額

税抜き 課税売上高	売上に係る 消費税額	納付すべき消費税額		
		小売業	製造業	サービス業
2,000,000	200,000	40,000	60,000	80,000
3,000,000	300,000	60,000	90,000	120,000
5,000,000	500,000	100,000	150,000	200,000

\*納付すべき消費税額=売上に係る消費税額-(売上に係る消費税額×みなし仕入率)  
\*みなし仕入率 卸売業は90%、小売業は80%、製造業は70%、サービス業は60% など



ホーム画面

京商連のホームページを  
リニューアルしました!  
要求問題も項目別に整理。ツ  
イッターやインスタグラムで情  
報発信できるようにしていま  
す。また、「事務局のページ」を  
設け、情報交換もホームページ  
で行えるようになりました。